

一般社団法人日本人間工学会 名誉会員推薦細則

第1条 本細則は、一般社団法人日本人間工学会定款第5条に定める名誉会員の推薦方法について定める。

第2条 名誉会員として推薦される者は、当該年度の定時社員総会開催日において70歳以上で、かつ次の各号のいずれかに該当し、正会員5名以上から推挙された者とする。

- 1 正会員として30年以上日本人間工学会および一般社団法人日本人間工学会に在籍し、理事もしくは支部長を9年以上務めた者
- 2 その他、本会に特別の功労のあった者

第3条 第2条における年齢及び年数の基準は、当該年度の定時社員総会開催日とする。

第4条 第2条によって名誉会員候補者となった者に対して、本人の意思確認を行い、理事会において総会への推薦に係る審議を行う。なお、本人が正会員のまゝを希望する場合はこれを妨げない。

付則

第1条 本細則の改廃は、理事会の議決を必要とするものとする。

第2条 本細則は平成19年6月2日より施行する。

第3条 本細則は平成22年10月22日より施行する。